

水 谷
里 づ くり 計 画

湧き水の里、水谷



たにこの水

平成 16 年 1 月 策定
平成 22 年 6 月 変更 (1 回目)
平成 27 年 5 月 変更 (2 回目)
令和 2 年 1 月 変更 (3 回目)
令和 4 年 1 月 変更 (4 回目)

水谷里づくり協議会

水谷里づくり計画

湧き水の里、水谷

○ 水谷地区の概況	1
位置図	2
世帯数、人口等	3
空からの様子	4
○ 水谷地区の歴史、開発	5
○ 水谷地区の名所、施設の紹介	7
○ 水谷里づくり計画	10
地区の目標および整備の方針	10
I 自然湧き水公園	11
II 湯出池の活用	12
III ジュンサイ栽培計画	13
IV 健康遊歩道	14
V 営農計画	15
VI 土地利用計画	18
○ 地域点検マップ	22
○ 里づくり協議会規約	23
○ 里づくり協議会役員名簿	24
○ 計画策定経過	25
～ 資料編 ～～～	
○ 古文書 ① 田地譲渡証書	26
② 売渡証	29
○ 過去の田地	30
○ 地番参考図	34

水谷地区の概況

私達の営農地域所在地について紹介いたします。山陽本線明石駅約4キロ、西神中央駅より4キロ、に位置する高台にあります。南北には東経135度の子午線が走り、東西に走る第二神明道路を一線して南北に分断、南は市街化区域により第一種住専区画街、北は市街化調整区域となります。

その昔からの水谷地区の伝説と継承行事を執り行っております。

村の中心部には氏神様、若宮大権現御祭神の御由来は、天皇暦二十三代弟君顕宗天皇、二十四代兄君仁賢天皇をお祀りして、春秋年二回のお祭りを明石柿本神社の宮司により神事を執り行っております。春には特別の神事は有りませんが、秋には、だんじり太鼓により五穀豊穰を祈念しつつ大祭を伝承受け継ぎ、水谷村の繁栄に繋がっております。

水谷村の誕生について、この水谷地域一円の開発を明石城の六代目城主松平日向守信之の殿様により新田開発がなされたとの歴史があります。

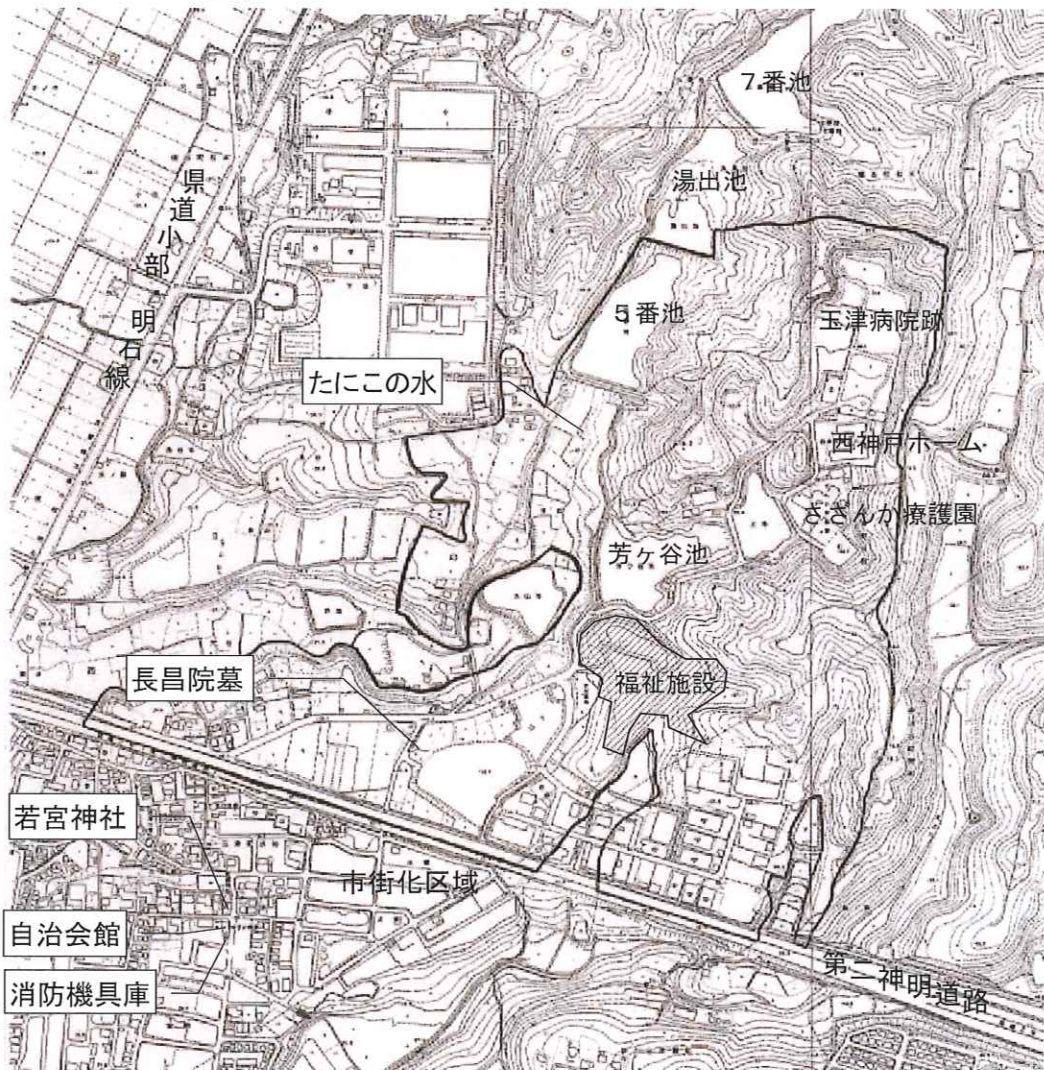
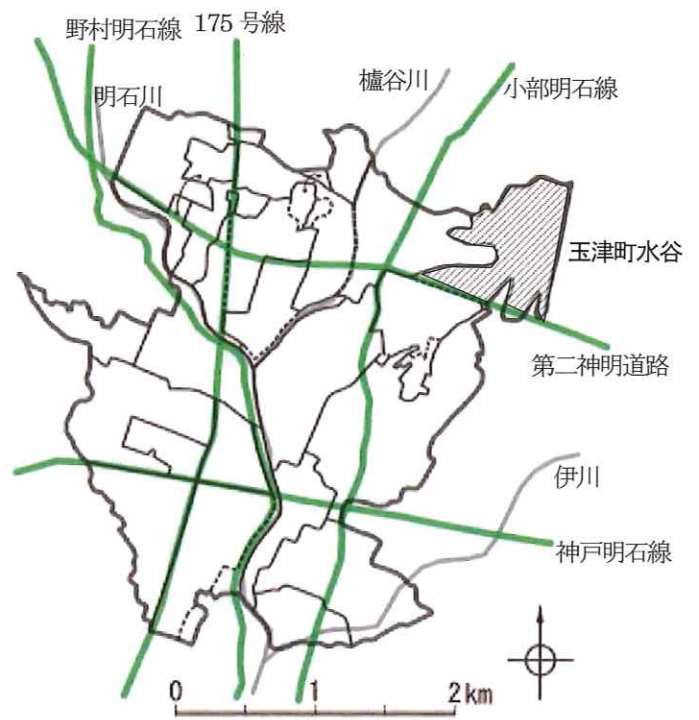
水谷の墓地内には、石の欄干見上げるような石碑があり、法号長昌院殿窓譽江月圓栄大居士と記されています。位牌は、神戸市西区櫛谷町松本にあります臨濟宗南禅寺派地蔵院に安置されております。

命日が毎年9月12日にて地蔵院住職の回向の下に全農家村民により安泰を祈願して墓参供養を行っております。

水谷地域の農業経営につきましては、河川の無い高台に位地しているために農業用水は天恵雨水をため池9ヶ所に貯水して、営農、永きの年月の中には降雨減少日照り早魃が続き稲作収穫不能の事態に悩まされ、対策としまして宍粟郡の鍋森神社にお参りしてお光を頂いてきて各家より持ち寄った麦藁を池の堤防に山と積み、頂いて来たお光により藁を燃して気圧の変化で雨を降らす、また、雨乞い踊りをして雨を降らせるとの苦労があったとも聞いております。

しかし、現時点におきましては住宅宅地化が進み、農地が減少、従ってため池の数も減り現在では5ヶ所、その内の1つの池につきましては、平成7年の阪神淡路の大震災により貯水機能不能に等しいため池となり、市民公園など今後の土地利用も考えております。

自然の多いこの地域は、緑に囲まれ鳥のさえずりを聞きながら明日への鋭気を養う場として最適と言っても過言でないと思います。私たち水谷地区は自然環境保全に農業後継者ともに力を合わせて地域の発展に頑張っていく所存です。



世帯数、人口

年度	(戸)	(人)		
	世帯数	人口	男	女
1980	117	721	343	378
1985	142	801	396	405
1990	187	916	444	472
1995	326	1380	677	703
2000	201	851	392	459
西区水谷 (市街化)	328	957	488	469
2015	251	745	373	372
西区水谷 (市街化)	1,003	2,552	1,320	1,232

※ 国勢調査より

農家戸数、農家人口

年度	(戸)				(人)		
	農家数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	農家人口	男性	女性
1980	27	9	6	12	130	59	71
1985	31	7	7	17	148	68	80
1990	27	3	2	22	114	60	54
1995	25	5	9	11	101	50	51
2000	18	3	-	15	66	31	35
2015	8	1	-	7	15	-	-

※ 農林業センサスより

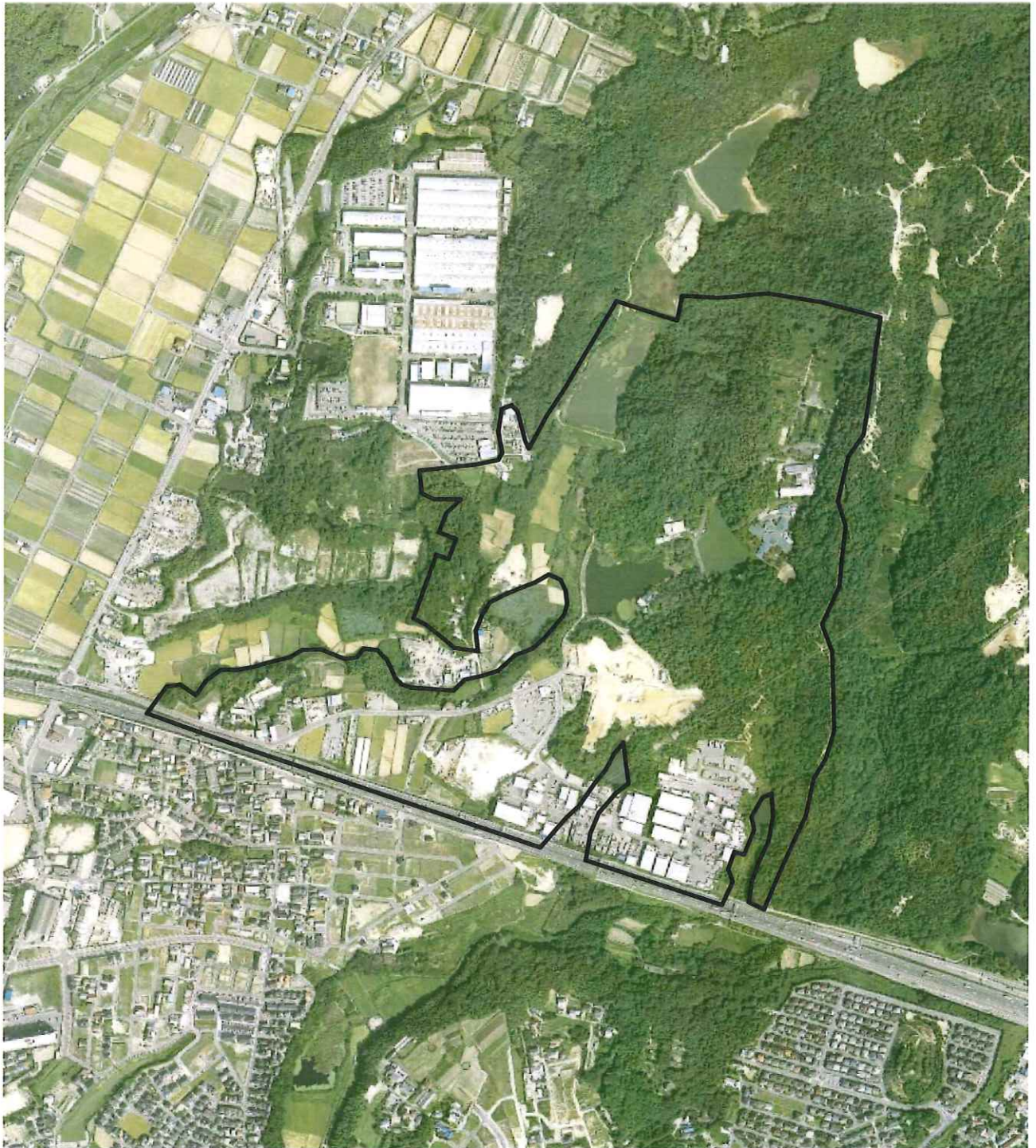
経営耕地面積

年度	経営耕地 (a)			
	面積	田	畑	樹園地
1980	2,214	2,084	130	-
1985	2,331	1,790	541	-
1990	1,992	1,934	58	-
1995	1,786	1,658	123	5
2000	700	607	93	-
2015	264	236	18	10

主要作物、酪農

年度	主要作物面積 (a)		乳用牛	
	稲	野菜	(戸)	(頭)
1990	1,267	101	5	137
1995	1,053	100	2	82
2000	272	42	2	60
2015	184	63	1	27

空からの様子



撮影時点：平成 13 年 8～11 月

水谷地区の歴史

当地区は、発祥の頃、播磨の国明石郡水谷村と今を遡ること 354 年前、西暦 1649 年慶安時代、明石城主松平信之日向守の殿様のご功績により新田として開発され、水谷村の誕生となりました。

その後地番が付され、南端より 1 番から 6 1 7 番と地番が付けられ、その内の 6 0 7 番地に、当時水谷小社山の神 (みたにしょうしゃやまのかみ) として祀られ、今現在は妙見寺として参拝される社がありました。この小社山の神 6 0 7 番地周辺に平民農として住いが始まり、四番屋敷、五番屋敷、九番屋敷、十三番屋敷、十五番屋敷、二十四番屋敷、と呼び名が付けられたことから (資料参照により)、水谷の居住元と考えられます。

水谷地区の開発

昭和 45 年、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に線引きが施行され、その後も線引き関係なしに農業経営を続けてきましたが、市街化区域内であれば自由に宅地変更が出来る制度から、宅地開発業者によるミニ開発にて宅地化が進み、農業経営が難しくなりました。また、生産緑地法により、営農の継続を選択しなければ、市街化区域内の農地でも固定資産税が宅地並みに課税されることとなり、農業経営収入では採算が取れず経営が成り立ちません。

そこで、平成 2 年から区画整理事業により、市街化区域内の農地の宅地開発に取り組み、6 年末、組合員の一致団結の努力により、水谷第一土地区画整理事業は完成いたしました。

続いて平成 7 年から水谷中央特定土地区画整理事業に取り組み、15 年 3 月に換地処分が行われ、事業完了に至っています。

宅地化された水谷地区は、第一種住居専用地域、作物の成長を楽しむ農業地域、緑あふれる山林地域と、緑、農、住、を併せ持ち、見晴らしの良い高台に位置する環境の良い住宅街として、入居者のご期待に沿うよう努力いたします。

組合名	施工面積(ha)	期 間	事業認可	計画人口(人)	換地処分
神戸市水谷第一土地区画整理組合	2. 5 6	平成 2～6年	2. 10. 5	2 5 6	6. 6. 10
神戸市水谷中央特定土地区画整理組合	1 5. 6	7～14年	7. 5. 15	1, 5 5 0	15. 3. 27

区画整理事業前



撮影時点：平成3年4月

水谷地区の名所、施設の紹介

氏神様 若宮大権現

若宮神社は、元は、神戸市健康福祉局の一部先行事業として行っています施設あじさいの丘、むつみの家等が建設されている芳ヶ谷400番地に鎮座賜っていましたが、明治12年頃、水谷村の中心地507番地（現水谷3丁目1番1号）に移転されました。

若宮神社御祭神は、天皇暦23代弟君顕宗天皇、24代兄君仁賢天皇が祀られております。住民の安泰と水谷地区の発展祈願に日夜参拝者が絶えません。



若宮神社

若宮神社の祭り

若宮神社の祭りは年二回あり、春と秋に行われます。

春は、4月29日に行われ、餅撒きがあります。

秋の祭りは10月9、10日に行われ、ふとん太鼓が出されます。乗り子は小学4-5年生の子供4人、かぎ手は現在41人の登録があります。

本宮の正午頃、明石柿本神社の宮司により神事が執り行われ、宗旨の引継ぎ式があります。「四海波」の謡いの流れる中、上番（新たな当番）が上座、下番（前の当番）が下座に並び、杯を取り交わしてその年1年の役を引き継ぎます。

午後から太鼓が宮入り、宮の前で「サーシマショ」をします（神事）。宮の西を100mほど往復した後、ダンジリで村の中を引き回します。妙見寺（小社山の神）と呼ばれるお社までお旅筋（大街道）を通って参ります（お旅という）。最後に餅撒きがあります。

以前は、坂ノ下の交差点付近から、逋信病院の近くまで引き回していたそうです。

今はかき手も少なくなり、神輿を担ぐのが難しくなってきました。

子供には子供神輿があり、飾付けがされます。

宗旨会員は現在31戸で、5人の当番のうち2名が出て、毎月1日と6日の日（六才日）にお祀りします。お神酒、鏡餅と海のもの、山のを供え、献花を差し替え、お神楽をたたいてお祀りし、その後小宴が催されます。



平成13年10月



昭和53年10月

長昌院殿の墓参



私達の地域を開発された松平日向守信之殿の偉業を称え、玉津町水谷字水塚423番地の水谷墓地に建墓、毎年9月12日が命日として自治会員、農会員の皆さんで供物、お酒等墓前に献上して回向供養お参りをしています。

「長昌院殿窓譽江月圓栄大居士」と記されています。

自然流出水（たにこの水）

この出水につきましては、昔元来から「たにこの水」として親しまれ、暑い時には直接口を浸けて飲むことのできる清涼水が日量130トン流出しています。その水の源は定かではありませんが、世論によりますと六甲山の尾根が来ている、水脈も六甲山の水系と論ずる方もあります。

この出水により、ため池に貯水、現在では3町歩の水田稲作を養っております。



水谷自治会館

平成11年2月に完成。鉄筋コンクリート二階建てで、使用規定は地域住民の親睦を図る、自治会内の運営、各種団体の研修会場等として活用、使用管理については、自治会長責任の下に使用後は整理整頓、月に一回は子供の父兄により清掃事業を行っております。



消防器具庫



消防器具庫は自治会館南隣にあり、器具搭載車両一台消火作業用具一式装備、神戸市登録消防団員15名、消防団OB20名により人命救助、家屋火災、山林火災事故を未然に防ぐ研修会、団員については月に一度日曜休日返上してポンプ搭載車等の点検、実技訓練も行っております。

洪水調整池（暫定）

水谷地域は河川より離れた場所にありますが、宅地開発事業には、100年ないし200年に一度あるか無いかの洪水に備え、洪水調整池の設置から河川改修完了まで義務づけられています。

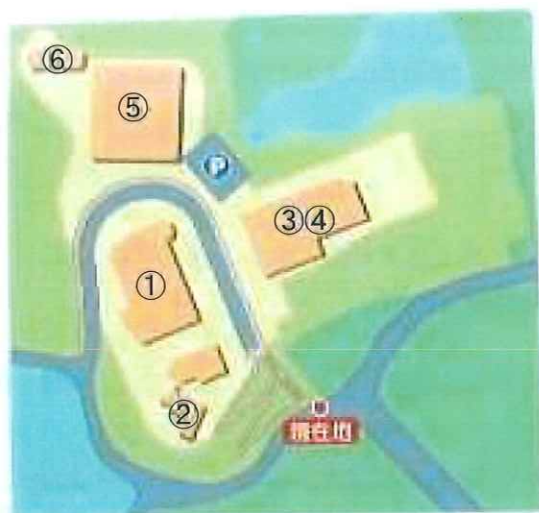
調整池の所在地は区域内に2箇所で、土地の価値としては最高の場所に多額の工費を投じ負担を被っています。

このような施設の強制義務もミニ開発事業者にはなく、行政の対応指導に矛盾が指摘されます。

玉津健康福祉ゾーン

玉津健康福祉ゾーンは、神戸市が玉津病院跡地も含めた一帯を福祉施設整備する計画でしたが、震災の影響で計画が先送りになっていたところ、入口の3ヶ所だけ先行して施設が建設されています。

「あじさいの丘」は、知的障害者の授産施設でクリーニング工場となっています。「むつみの家」は知的障害者の通所授産施設、一番奥は精神障害者の病棟を建設しています。



- ① 知的障害者福祉工場
「あじさい」
- ② 知的障害者福祉ホーム
「あじさいの丘」
- ③ 知的障害者通所授産施設
「玉津むつみの家」
- ④ 知的障害者入所更生施設
「とこほの家」
- ⑤ 「佐野サナトリウム」
- ⑥ 精神障害者福祉ホーム
「実風会生活訓練センター」

玉津健康福祉ゾーン施設配置図

水谷里づくり計画

地区の目標および整備の方針

湧き水の里、水谷

私達の住まいする水谷地区の居住者は、今現在の総戸数（自治会加入者）185戸内農家戸数（農会員数）25戸、区画整理区域を除く他の水谷地域の自治会につきましては、南自治会 90戸、西裏自治会 80戸、グリーンヒル神戸西 90戸がそれぞれ自治会活動を行っております。また、現在宅地整備が進む水谷中央区画整理区域内の居住者につきましては、計画人口 1,550人になります。

水谷本村は、氏神様を中心とする村の発展、前途繁栄を祈願しつつ今日に至っております。

昔は、農村地帯で米麦野菜酪農に励んでおりましたが、時代と共に専業農家から兼業農家に、又、昭和 45 年に市街化の線引き後、市街化区域内については宅地開発が進み、今では耕作農家も 20戸となり、今の農業政策では農産物の収益も減収、現在の農業収入では後継者も離農を考えざるを得ない状況となりました。

私達里づくり協議会は、市街化調整区域内のより一層の収益の伴う土地利用、整備の出来るところは整備を計画、不要農地は立地条件に合った整備活用、池の管理有効活用、農業体験市民農場、等の改良を考え、魅力ある農業経営と里づくりの実現に鋭意努力を致します。

<ジュンサイの活用>

山間の大きなため池（農業用貯水池）は、既存有姿での活用を行い、ジュンサイ等の成長を生かし、自然を大切に、水鳥の飛来を招く如く周囲の清掃も行事計画に入れ、青く澄みきった貯水池に管理していきます。

<湧き水公園整備>

海拔 39mに位置する水谷地区でも青谷「たにこの水」に湧き水が日量 130 トン流出しており、この水により良質米の生産ができ、農業用水として貴重な財産です。

この水を活かし湧き水公園整備も考えています。

<湯出池の活用>

湯出池につきましては、震災後貯水機能は消失していますので、土地の利用については市民農園か市民グラウンドに活用してはどうかと検討しています。しかしながら現地への乗り入れ一般公衆用道路が無く、今は池の堤防を通り池の管理道路を経て現地に行き来しています。

これらの構想実現のため、一般公衆用道路の確保を重点に、里づくり協議会が主体となり、自治会共々全力を尽くしたくお願いいたします。

I 自然湧き水公園

青谷は谷あいの緑豊かな自然環境の中にあります。

ここに「たにこの水」と呼ばれる清水が滾々と流出しています。

日量流出量 130 t で（量測定は神戸市衛生局当時に行いました。）、今も流出量には変わりなく、地域の貴重な財産です。

この湧き水を生かし、周辺の村所有の空地と緑豊かな環境を活用して、自然湧き水公園の整備を考えています。

現在の進入路は池の管理道路ですので、一般に開放するには公衆用道路が必要となります。

村の所有地については、代表者の個人名義になっているので、権利関係の整理が必要です。



たにこの水



整備予定地

Ⅱ 湯出池の活用

湯出池は、平成7年の阪神淡路の大震災により貯水機能不能に等しいため池となり、雑草が生い茂り、山の谷間に在るが故に山火事の危険性もあり、市民公園も考えざるを得ない現状と成りました。

水谷自治会、水谷農会、里づくり協議会の共同作業により、重機を入れて雑草除去、整地作業を行いました（整備面積 8,349.00 m²）。これにより、火災発生の危険性は消滅、現在は市民公園にしてはと見え、周囲に桜を植樹しました。

また、一部はトラクターを入れて耕耘し、縦 100m×横 60mにさつまいも、たまねぎなどの農産物を共同で栽培し、集落の親睦を図る場として活用しています。

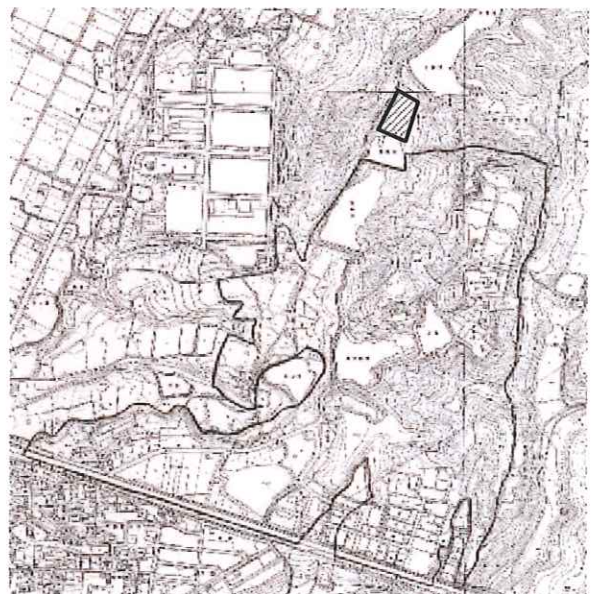
しかしながら、池の管理道路はありますが、現地までの公衆用道路がなく、進入道路の確保が課題となっています。



重機で雑草を除去・整地した



今後は、公園的な整備と併せて、近隣の市街化住民や福祉施設を対象とした体験農園や市民農園などへの利用も検討しています。



Ⅲ ジュンサイ栽培計画

5番池（通称 新池）は、山の谷あいの池で、汚水の入らない山からの出水等清水源により成長するジュンサイは、春頃から夏に芽生えます。

震災以前は湯出池にめずらしい生物が生息していましたが、震災で水が貯まらなくなってからは殆どいなくなっていました。ジュンサイやタヌキモなどはこの5番池に移ってきたようです。

ジュンサイは、吸い物や酢の物などに用いられ、高級食材となっています。ジュンサイ採りを楽しんだり、多少の収入源としても期待できます。

ジュンサイは豊かな環境の指標ともなり、湧き水の里を表す象徴的な特産品となります。このジュンサイを活用する方法を検討します。



蓴菜（ジュンサイ）
Brasenia schreberi
（スイレン科ジュンサイ属）



ジュンサイは古い池や沼に生育する多年生の水草で、水深1～3mに群生します。浮き葉の下に生長するぬめりのある若芽や若葉を食します。この「ヌル」と呼ばれる寒天質が多いほど良質とされます。低カロリーで、ビタミンやカルシウムなどが豊富です。

ジュンサイの歴史は古く、万葉集に別名「ぬなわ」とうたわれ、夏の季語としても使われました。沼に小舟を浮かべた摘み取り風景は初夏の風物詩となっています。

Ⅳ 健康遊歩道

神戸市が計画する健康福祉ゾーン構想も、先行事業がスタートし、福祉施設が建設され、入園者も入ってきています。また、市街化区域に近く、区画整理事業地には多数の人口が流入しています。

これらの立地条件とこれからの高齢化に向けて、健康な体力づくりを考えます。水谷地区は山林に囲まれ、緑あふれる山間の自然清風を呼吸しながら日常の健康体力づくりを行う最適の場所と考えます。

旧玉津病院と湯出池下をつなぐトンネルが、玉津病院建設工事の時に作られましたが、今はなくなっています。ここを切り取り、公衆用道路をつけてほしい。また、玉津病院跡地の景観の良い所にベンチを設置したい。

5番池及び湯出池の西側の道路沿いおよそ400mに桜の苗木を植樹しております。
5番池までの湧き水公園付近の道路沿いにも今後植樹していく予定です。

芳ヶ谷池の入り口から入り、自然湧き水公園と湯出池の下を通り、玉津病院跡に抜けて散策できるルートを健康遊歩道として整備したい。

V 営農計画

農業用水路の改修事業



ため池から受益田までの水路に付きましては、百分の一位の勾配の水路で、昔の高低測量の仕方としてはロウソクの火を灯して決点したということですが、今は機械により測量し、全長 700m、及び 650mの2本の水路の改修工事を平成 13年～14年度に完成いたしました。

ため池、農業用水路の管理（雑草焼き）

芳ヶ谷池、新池と、湯出池、中の池の堤防焼きを交互に、冬の行事として、農会が主催で消防団の協力を得て行っております。

趣旨につきましては、堤防の管理、山火事未然防止であり、準備としまして、山林に隣接、施設も近隣にありますので、消防団より西消防署に事前に届け出書に日時を記入提出の上、作業を行っております。

昔は3度燃えなければ春が来ないと言われるほど山火事の多い地域で、堤防の手入れは怠らず実施しています。



農耕作の実態

昭和 59年頃は耕作田畑 30町歩ありましたが、宅地化の波が押し寄せる中、農業経営の難しさ、後継者問題等により農地を転用、ミニ開発業者が宅地化、採算の取れない農業を続けられないと離農者が増えてきました。

現在では、田畑合わせて7町歩営農に励んでおります。

水稻

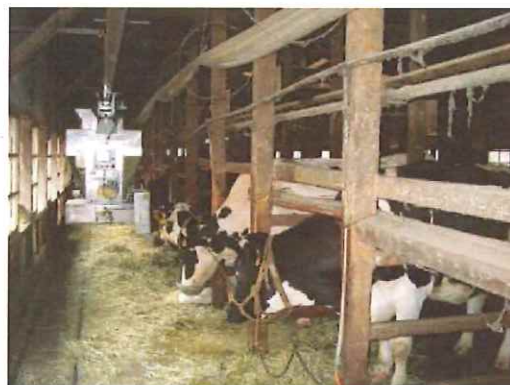
水谷地区の農家の水稻作付面積は、宅地化により減少していますが、豊かな水資源の恩恵を受け、良質の米づくりに意見を出し合い、生産意欲を燃やし、風味良好、収穫増量に鋭意努力するとともに、農業後継者の育成を考えています。



酪農業

昭和初期に玉津村の一篤農家が、淡路島三原郡酪農より乳牛を導入、当時、酪農を営まれた（水谷）農家は10戸、飼育頭数は各家2～3頭位で酪農を副業として営農、昭和の中頃には酪農家戸数は8戸になり、酪農が盛んになって規模拡大、飼育頭数は170頭を記録しました。現在では2戸に減少、飼育頭数は53頭です。

今後とも、低コストで高品質の牛乳生産に努力いたします。



堆肥生産組合

昭和63年畜産公害対策として水谷堆肥生産組合を設立。現在の糞尿処理については、糞は分離機で糞尿分別、固形物はハウス施設内でハウスランナー攪拌機により乾燥、堆肥舎に一時保管して需要期には農家に有機肥料として供給、好評にて、田畑に還元、地力の増加、作物の栄養素になっています。尿は、公共下水利用（神戸市下水道局許可済み）で処理しています。



ハウスランナー攪拌機

機械の羽が回転して牛糞を攪拌しながら少しずつ奥側へ移送します。奥まで運ばれると一次処理終了。堆肥舎に運搬します。

水分調整されて、腐敗しやすい有機物が発酵分解し、悪臭の発生しない状態になります。



堆肥舎

堆肥舎で堆積して完熟させます。一次処理で体積が減るため、施設の規模がコンパクトですみます。

土づくり

堆肥生産組合により供給される良質な牛糞堆肥の使用により、有機質に富んだ健康な土づくりを行い、美味しい農産物の生産を行います。

貸し農園

市街化区域内と市街化調整区域内において、一部貸し農園が実施されています。利用者はサラリーマンの定年退職者が多く、健康保持、趣味を生かして自分で育て、作物の生長を楽しみながら各自食卓に運んでおられます。今後もさらに需要が増えることが見込まれます。



農業用ため池・水路・施設位置図

VI 土地利用計画

農業保全区域

青谷の農地および第二神明道路北の現在農地として利用している区域を指定します。

環境保全区域

山林、ため池等を指定します。

特定用途 A 区域

神戸市健康福祉局が誘致している福祉施設群とさざんか療護園、西神戸ホーム、玉津病院跡地を指定します。

特定用途 B 区域

第二神明道路北側、市街化調整区域内に走る通称玉津病院道路（幅員 12m）の両サイドに既に立地している資材置場周辺と溜池跡地及び長田貨物協同組合が使用する駐車場、資材置場、倉庫群を指定します。



溜池跡地

	面積 (ha)	摘要
農業保全区域	1.3 (2%)	農地
環境保全区域	32.7 (58%)	山林、ため池
特定用途 A 区域	7.0 (12%)	福祉施設
特定用途 B 区域	15.3 (27%)	資材置場、駐車場、倉庫
地区面積計	56.3	

土地利用基準 施設立地表（抜粋）

各農村用途区域における土地利用の用途は、次のような制限になります。

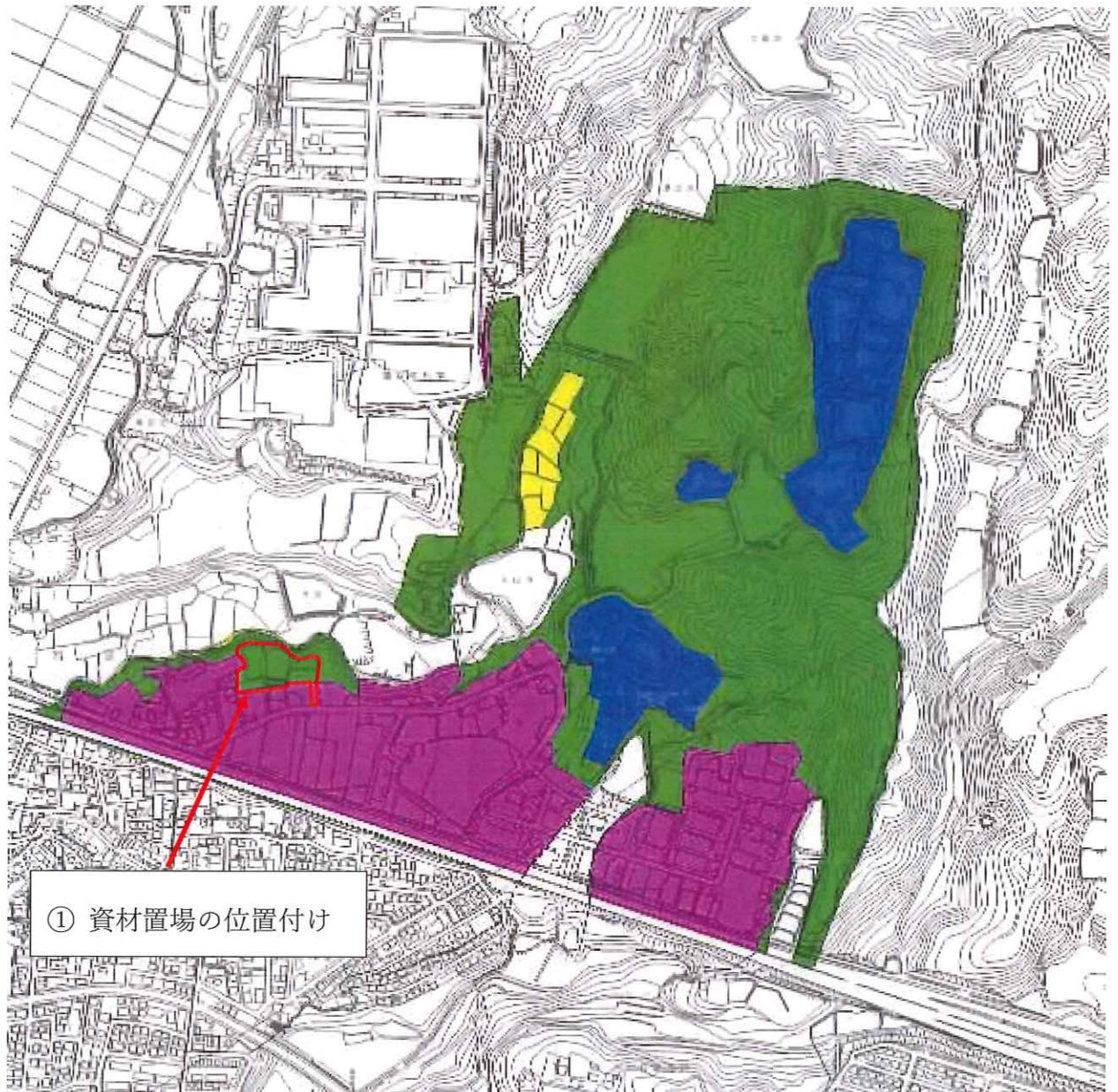
- －立地可能、△＊－条件付で立地可能、×－立地不可
 ☆－開発許可(都市計画法)が必要な施設

施設名称	農村用途区域			特定用途	
	農業保全	集落居住	環境保全	A区域	B区域
温室、育苗施設	○	○	○	○	×
農舎、農産物集出荷施設	△＊1	○	○	○	×
農産物貯蔵施設、農業用資材置場、農機具等収納庫	△＊1	○	○	○	○
畜舎	○	×	○	×	×
堆肥舎	○	×	○	×	○
農家住宅、☆分家住宅、☆集会所	△＊1	○	○	○	×
☆日常生活関連施設 （小売、サービス店舗等）	△＊1,2,4	○	○	○	×
〃（農機具等修理工場）	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊2,4	○
☆農産物加工施設（500㎡未満）	△＊1,2	△＊2	△＊2	○	○
〃（500㎡以上）	△＊1,3,4	×	△＊3,4	△＊4	△＊4
集落内居住者の生活関連・ 集落内事業者の自己事業用 駐車場、資材置場（1000㎡未満）	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊2,4	○
社会福祉施設、医療施設、学校	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊4	×
☆ドライブイン、ガソリンスタンド	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊4	×
駐車場、資材置場、洗車場	△＊1,3,4	×	△＊3,4	×	△＊4
廃車置場	×	×	△＊3,4	×	△＊4
土採取場、廃棄物処理場	×	×	△＊3,4	×	△＊4
☆運動・レジャー施設（3000㎡未満）	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊4	×
〃（3000㎡以上）	△＊1,3,4	×	△＊3,4	△＊4	△＊4
公共事業に伴う仮設施設 一時的な資材置場、駐車場	△＊1,2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊2,4	△＊4

〔条 件〕

- *1 当該土地が農地である場合、当該用途区域内外に農地以外の代替の土地がないこと。
- *2 里づくり協議会の承認が得られること。
- *3 里づくり計画の中に当該土地利用が位置づけられていること。
- *4 良好な農村環境及び農村景観の保全等の見地から行う市長との協議が行われること。
 - ① 土地利用が周辺の区域における良好な営農・生活・自然環境の整備・保全・活用及び農村景観の保全・形成に配慮していること。
 - ② 建築物（工作物を含む）の設置を伴う場合には、建築物の位置・規模・形態が周辺の区域における良好な農村景観の保全・形成に配慮していること。
 - ③ 土地利用を行う区域内に緑地を設けること。
 - ア 緑地は市開発指導要綱の基準を準用し設ける。ただし、緑地の面積はウの割合による。
 - イ 植栽により緑地を設ける場合は、特に道路等の公衆の用に供される場所からの景観等に配慮すること。
 - ウ 緑地の面積は、敷地面積に対し下記に示す割合以上であること。
 - 1ha未満 ⇒ 10%、1ha以上 ⇒ 20%
 - ④ 一時的な土地利用にあつては、利用後の復旧計画が明確であること。

水谷土地利用計画図



① 資材置場の位置付け

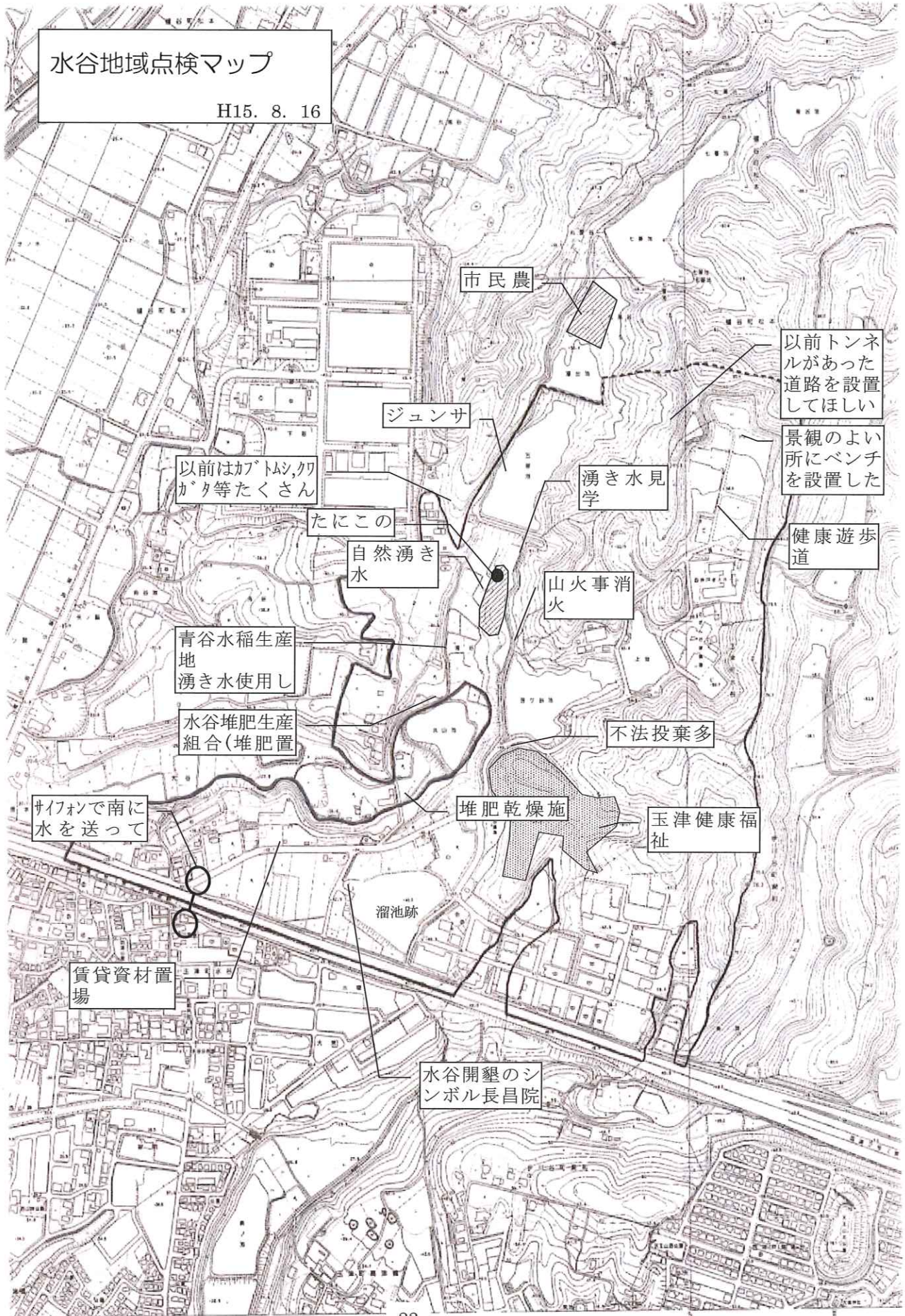
- 農業保全区域
- 環境保全区域
- 特定用途 A 区域
- 特定用途 B 区域

土地利用計画に位置付けするもの

	用途	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)
①	資材置場	西区玉津町水谷字中坪	339	田	419
		西区玉津町水谷字中坪	340	田	588
		西区玉津町水谷字中坪	341-3	雑種地	114
		西区玉津町水谷字中坪	335	溜池	247
				内堤敷	125
		西区玉津町水谷字中坪	336	田	406
		西区玉津町水谷字中坪	337	田	591
		西区玉津町水谷字中坪	338	田	1,061
		西区玉津町水谷字中坪	338-1	原野	42
		西区玉津町水谷字青谷	347	田	241
		計	9 筆		

水谷地域点検マップ

H15. 8. 16



水谷里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 玉津町水谷地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、水谷里づくり協議会（以下協議会という。）を設ける。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は、神戸市西区玉津町水谷区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域の住民及び土地所有者等を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関すること。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

- 2 委員会は、協議会の基本的事項を決定する。
- 3 委員会は会長が必要の都度召集し、会長がその議長となる。

(委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 1名
会計 1名

- 2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は、協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

2 総会は会長が必要の都度召集し会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることが出来る。

2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は、玉津里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(庶務)

第15条 この協議会の事務は、水谷自治会館内で処理する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附則)

1 この規約は、平成11年5月10日から施行する。

2 設立当初の役員及び委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成12年までとする。

水谷里づくり協議会役員名簿 (令和3年12月現在)

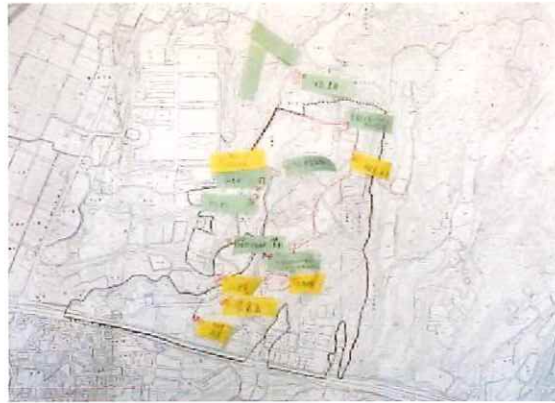
役職	氏名
会長	
副会長	
会計	

里づくり計画策定経過

	会議名	出席者	内容
15年 5月 18日	里づくり協議会	総合役員	今後の活動について
7月 5日	里づくり協議会	役員	さつまいも植え 400本
8月 3日	里づくり協議会	委員・婦人部	さつまいもの草引き
8月 16日	里づくり協議会	総合役員、西農政事務所	現地調査、地域マップ作成
8月 31日	里づくり協議会	委員	座談会
9月 12日	里づくり協議会	総合役員	土地活用会議
10月 15日	里づくり協議会	総合役員	作物の植え付けについて
10月 19日	里づくり協議会	総合役員	たにこ公園整備について
11月 16日	里づくり協議会	協議会会員	たまねぎ植え、緑化苗植樹
16年 1月 21日	里づくり協議会	協議会会員、西農政事務所	里づくり計画(案)について



里づくり協議会



地域点検マップ



現地調査



芋掘り

資料編

古文書 ① 田地讓渡証書

明治五年
十二月

大田運三小田河内村

戸長

吉川辰之助
吉川助之助



多田村

紙 界

大七急方大渡

一筆九月也 九円也

右之取前未書目之長形令方中々々

臺柱代ま正之更中富多之也亦果之

方印者寸数像里之在者一語中名長

枕名紙中寸分之長考後征可解

明治十年
元正堂三己水造村
四番五番

少取十一年一月

日五己三己五番園場所

河上儀修屋

券 證

賣 換 証

一 刀チ夕开 五枚

一 秋カ丁

一 禱 五枚

一 馬 秋 五枚

一 ニヨキ 五枚

一 ヒツ ニツ

一 オニギリ 五枚

一 アンド 五枚

一 タニゴ 五枚

一 クリニス 五枚

一 バガマ 五枚

一 ナベ 五枚

一 火 五枚

一 田ツボ 五枚

一 禱 二枚

一 掬子 十枚

一 戸 三枚

一 風呂ノ戸 二枚

一 タニス 五枚

一 本持 五枚

一 膳戸 五枚

一 菓子枕 十枚

一 吸カ掬 十枚

一 湯桶 三十枚

一 日光膳 十枚

一 神

一 膳

過去の田地

地番	地目	面積 反畝歩
1	田	326
2	田	616
3	田	1114
4	田	308
5	畑	960
6	田	402
7	田	308
8	田	419
9	田	327
10	田	1429
11	山林	521
12	畑	323
13	田	404
14	田	525
15	畑	615
16	田	112
17	畑	617
18	畑	313
19	山林	112
20	畑	417
21	畑	1429
22	畑	1005
23	畑	218
24	白地	
25	畑	100
26	畑	1420
27	田	728
28	畑	300
29	畑	729
30	田	816
31	田	923
32	畑	221
33	田	1518
34	田	1428
35	田	9
36	田	1308
37	畑	914
38	田	1016
39	田	1425
40	田	1125
41	田	909
42	田	520
43	田	1803
44	田	300
45	田	607
46	田	1308
47	田	1715
48	田	606
49	田	604
50	田	301

地番	地目	面積 反畝歩
51	田	710
52	田	600
53	田	120
54	田	325
55	田	803
56	田	808
57	田	907
58	田	308
59	田	306
60	田	1000
61	田	1028
62	田	808
63	畑	305
64	畑	928
65	田	120
66	田	329
67	田	608
68	田	516
69	田	509
70	田	602
71	田	821
72	田	728
73	田	1327
74	田	914
75	田	1125
76	田	823
77	田	428
78	田	1220
79	田	1118
80	田	1513
81	田	1113
82	田	706
83	田	509
84	田	624
85	田	908
86	田	422
87	田	809
88	田	826
89	田	820
90	田	1022
91	田	407
92	田	119
93	田	427
94	田	304
95	田	217
96	田	119
97	田	225
98	田	302
99	田	615
100	田	1325

地番	地目	面積 反畝歩
101	田	1019
102	田	501
103	田	104
104	田	128
105	田	1324
106	田	1126
107	田	1414
108	田	811
109	田	923
110	田	
111	田	617
112	田	505
113	宅地	
114	宅地	
115	宅地	
116	田	1009
117	畑	322
118	宅地	1026
119	田	1125
120	田	425
121	田	826
122	畑	229
123	宅地	508
124	田	319
125	田	406
126	田	714
127	田	1107
128	田	1010
129	田	1010
130	田	1705
131	田	1003
132	田	421
133	田	422
134	田	1319
135	畑	1624
136	田	918
137	田	224
138	田	1516
139	田	1827
140	田	4
141	田	304
142	田	514
143	田	402
144	田	606
145	畑	3202
146	畑	817
147	畑	1617
148	田	
149	田	1208
150	畑	124

地番	地目	面積 反畝歩
151	田	
152	田	425
153	畑	210
154	畑	201
155	山林	5213
156	畑	802
157	畑	1320
158	畑	1501
159	畑	613
160	畑	517
161	畑	214
162	畑	426
163	畑	428
164	畑	108
165	畑	18
166	畑	123
167	畑	8
168	畑	312
169	畑	325
170	畑	803
171	畑	13
172	宅地	227
173	田	208
174	田	321
175	田	818
176	田	514
177	田	707
178	畑	104
179	田	2026
180	田	1116
181	畑	18
182	畑	29
183	田	908
184	畑	1409
185	畑	105
186	畑	1818
187	田	1027
188	田	222
189	畑	328
190	畑	124
191	畑	318
192	畑	502
193	田	216
194	田	414
195	池	320
196	田	200
197	畑	409
198	畑	128
199	畑	710
200	畑	107

1反=300坪(=991.736m²)
 1反=10畝
 1畝=30歩

地番	地目	面積 反畝歩
201	田	402
202	田	229
203	池	300
204	田	429
205	田	1511
206	田	324
207	田	206
208	田	611
209	田	712
210	田	618
211	田	910
212	田	612
213	田	320
214	田	327
215	田	1015
216	池	117
217	畑	216
218	畑	622
219	畑	1009
220	畑	129
221	畑	327
222	田	1900
223	田	706
224	田	600
225	田	1320
226	田	125
227	畑	506
228	畑	1214
229	畑	204
230	畑	421
231	畑	1221
232	畑	1004
233	畑	614
234	田	1206
235	田	614
236	田	1302
237	畑	115
238	田	510
239	田	820
240	田	1026
241	田	418
242	田	519
243	田	802
244	田	302
245	田	517
246	田	416
247	田	517
248	田	100
249	田	814
250	田	816

地番	地目	面積 反畝歩
251	田	710
252	田	900
253	田	312
254	田	217
255	畑	228
256	田	728
257	畑	607
258	畑	1403
259	田	215
260	田	701
261	田	423
262	田	1610
263	畑	215
264	畑	421
265	畑	522
266	池	1521
267	田	613
268	山林	5717
269	田	29
270	田	319
271	田	715
272	田	1305
273	田	702
274	田	716
275	田	412
276	田	528
277	田	1226
278	田	718
279	田	1024
280	田	1116
281	田	708
282	田	1005
283	田	1527
284	田	1104
285	田	7
286	田	716
287	田	1304
288	田	117
289	田	128
290	田	828
291	田	1313
292	田	517
293	田	809
294	田	426
295	田	500
296	田	521
297	田	512
298	田	1518
299	田	513
300	田	803

地番	地目	面積 反畝歩
301	田	426
302	田	814
303	田	1116
304	田	614
305	田	503
306	田	303
307	田	2120
308	田	401
309	田	411
310	田	1317
311	田	2009
312	田	1200
313	田	405
314	田	522
315	田	1703
316	田	1017
317	田	800
318	田	311
319	畑	719
320	宅地	307
321	畑	219
322	畑	120
323	田	618
324	畑	124
325	田	1513
326	畑	202
327	田	1108
328	田	715
329	田	421
330	田	327
331	田	504
332	田	409
333	田	1612
334	田	809
335	池	207
336	田	403
337	田	509
338	田	1005
339	田	329
340	田	519
341	田	1100
342	田	1320
343	田	524
344	山林	
345	田	616
346	田	1802
347	田	217
348	田	214
349	田	206
350	田	108

地番	地目	面積 反畝歩
351	田	700
352	草	300
353	田	210
354	田	102
355	田	
356	田	202
357	田	229
358	田	229
359	田	804
360	田	
361	田	104
362	田	508
363	田	507
364	田	627
365	田	719
366	田	717
367	田	627
368	田	628
369	田	717
370	田	601
371	田	318
372	田	317
373	田	328
374	山林	
375	雑種地	いっとんど
376	雑種地	
377	山林	3919
378	畑	300
379	畑	
380	畑	
381	畑	
382	山林	
383	畑	
384	畑	
385	山林	3324
386	田	119
387	畑	510
388	草	310
389	畑	628
390	畑	903
391	畑	529
392	畑	1816
393	池	200
394	池	3022
395	山林	3612
396	新池	13521
397	山林	
398	つんぼ池	5410
399	芳ヶ谷池	12403
400	山林	2205

地番	地目	面積 反畝歩
401	墓地	615
402	田	327
403	田	813
404	田	612
405	田	2012
406	田	711
407	田	709
408	田	813
409	田	1409
410	田	1305
411	田	301
412	畑	100
413	田	523
414	畑	112
415	畑	626
416	畑	900
417	畑	726
418	畑	720
419	畑	20
420	ため池	9114
421	田	822
422	田	1919
423	墓地	124
424	田	918
425	田	805
426	田	108
427	田	305
428	田	407
429	田	609
430	田	823
431	田	408
432	田	227
433	田	1004
434	田	323
435	田	211
436	田	505
437	田	428
438	田	1104
439	ため池	2517
440	田	1507
441	田	518
442	田	217
443	田	728
444	田	502
445	田	806
446	田	503
447	畑	621
448	畑	208
449	宅地	819
450	宅地	606

地番	地目	面積 反畝歩
451	畑	224
452	畑	129
453	畑	803
454	宅地	2415
455	宅地	723
456	畑	523
457	田	220
458	藪地	
459	宅地	610
460	畑	101
461	草	106
462	宅地	514
463	宅地	408
464	宅地	312
465	宅地	815
466	藪地	100
467	藪地	1100
468	宅地	529
469	宅地	309
470	畑	302
471	畑	328
472	畑	328
473	田	308
474	田	124
475	田	813
476	田	16
477	田	328
478	田	721
479	田	526
480	畑	303
481	宅地	325
482	田	206
483	藪地	1800
484	宅地	1100
485	宅地	215
486	畑	307
487	畑	427
488	畑	511
489	宅地	122
490	藪地	625
491	畑	300
492	宅地	726
493	畑	312
494	宅地	1700
495	宅地	606
496	藪地	315
497	宅地	606
498	宅地	505
499	藪地	125
500	藪地	425

地番	地目	面積 反畝歩
501	宅地	515
502	宅地	617
503	藪地	623
504	藪地	200
505	草	26
506	宅地	400
507	宅地	11
508	宅地	108
509	宅地	302
510	藪地	201
511	田	215
512	田	626
513	田	629
514	田	104
515	田	415
516	田	715
517	田	527
518	田	1927
519	田	921
520	田	320
521	田	328
522	田	510
523	田	28
524	田	717
525	田	806
526	田	214
527	田	809
528	田	1125
529	田	1627
530	田	1312
531	田	1825
532	田	818
533	田	1204
534	田	1204
535	田	812
536	田	317
537	田	816
538	田	1006
539	田	820
540	田	80
541	田	600
542	田	517
543	田	1104
544	田	1021
545	田	1114
546	田	64
547	田	726
548	田	1109
549	田	1216
550	田	1414

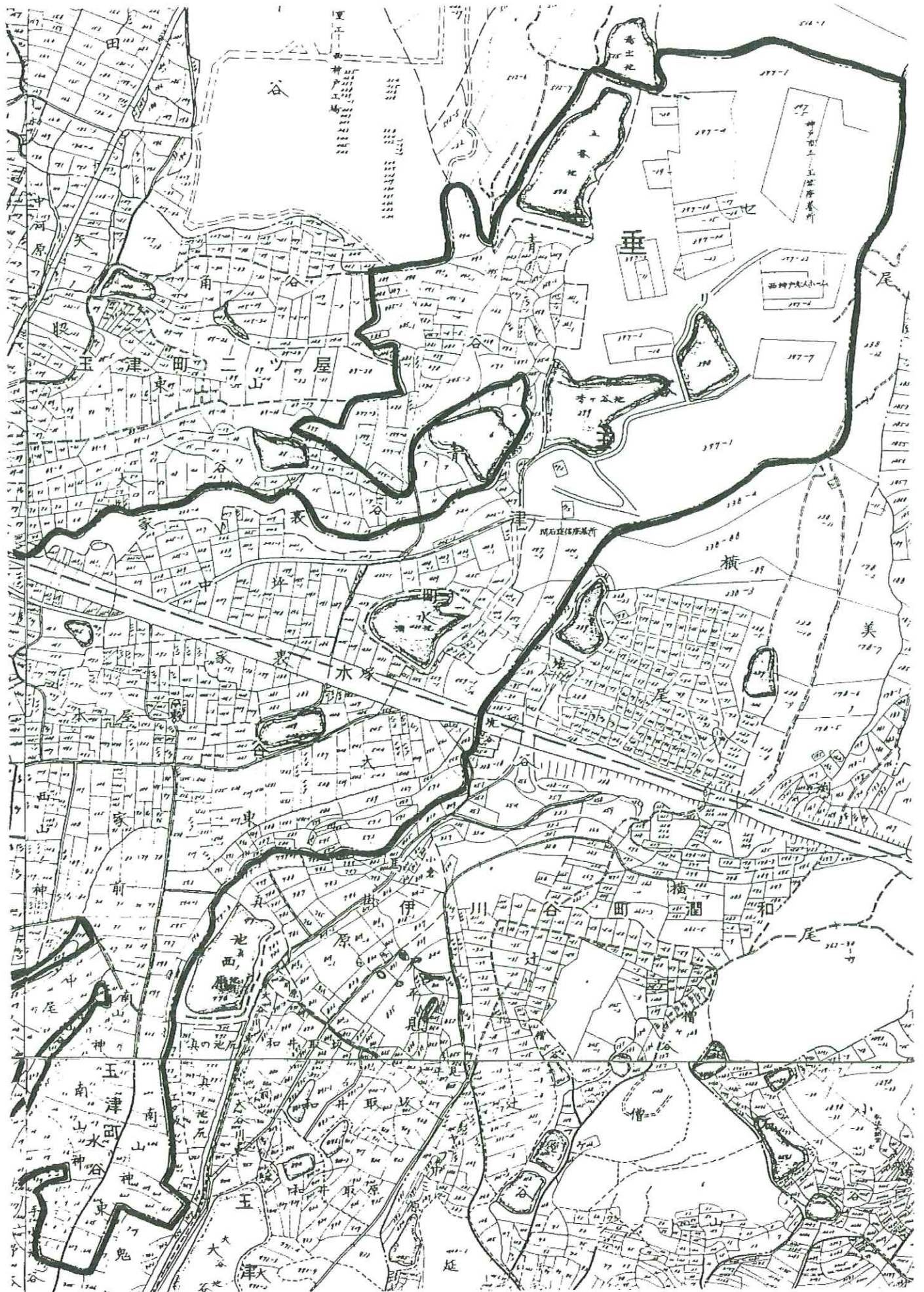
地番	地目	面積 反畝歩
551		418
552	田	129
553	田	617
554	田	823
555	田	412
556	田	717
557	宅地	900
558	宅地	1411
559	宅地	1352
560	畑	422
561	畑	1008
562	畑	1506
563	畑	401
564	田	719
565	田	310
566	田	506
567	田	328
568	田	112
569	田	1400
570	草	2300
571	畑	703
572	田	327
573	田	904
574	畑	214
575	田	221
576	畑	216
577	畑	118
578	畑	211
579	田	612
580	田	410
581	田	227
582	田	517
583	草	1126
584	草	225
585	田	208
586	田	1506
587	田	128
588	田	425
589	田	217
590	田	321
591	田	319
592	田	201
593	田	605
594	田	1509
595	田	1104
596	田	1107
597	田	1016
598	田	624
599	田	715
600	田	222

地番	地目	面積 反畝歩
601	田	401
602	田	211
603	田	2403
604	田	1522
605	田	518
606	田	2627
607	小社山の神	127
608	田	919
609	田	1016
610	畑	1312
611	畑	327
612	畑	519
613	田	2825
614	田	921
615	田	1800
616	田	428
617	田	1208

水谷地番参考図

(昭和57年7月)







発行日：平成 16 年 1 月

発行者：水谷里づくり協議会

編集：神戸市産業振興局西農政事務所